

地方独立行政法人奈良県立病院機構個人情報取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良県個人情報保護条例（平成12年3月奈良県条例第32号。以下「条例」という。）第54条の規定に基づき、条例第2章の規定の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示請求)

第2条 条例第13条第1項第3号に規定する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示の実施の方法
- (2) 法定代理人が開示請求をする場合においては、本人の未成年者又は成年被後見人の別並びに本人の氏名及び住所又は居所
- (3) 委任による代理人が開示請求をする場合においては、本人の氏名及び住所又は居所

2 条例第13条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 請求に係る個人情報が特定個人情報以外の個人情報である場合 個人情報開示請求書（第1号様式）
- (2) 請求に係る個人情報が特定個人情報である場合 個人情報開示請求書（特定個人情報用）（第2号様式）

(個人情報の本人等であることを示す書類等)

第3条 条例第13条第2項、第27条第2項第2号及び第35条第2項に規定する書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 個人情報の本人が請求をする場合 運転免許証、旅券その他請求をする者が個人情報の本人であることを確認する書類として地方独立行政法人奈良県立病院機構（以下「法人」という。）が認めるもの
- (2) 本人に代わって未成年者の法定代理人が請求をする場合 運転免許証、旅券その他請求をする者が当該法定代理人であることを確認する書類として法人が認めるもの及び戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類として法人が認めるもの
- (3) 法人に代わって成年被後見人の法定代理人が請求をする場合 運転免許証、旅券その他請求をする者が当該法定代理人であることを確認する書類として法人が認めるもの及び登記事項証明書その他法定代理人の資格を証明する書類として法人が認めるもの
- (4) 本人の委任による代理人が請求をする場合 委任状（第3号様式）及び委任状に本人が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書

2 開示請求をした法定代理人又は委任による代理人は、個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を法人に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は取り下げられたものとみなす。

(開示の実施に関する通知事項)

第4条 条例第18条第1項に規定する事項は、開示を実施する日時及び場所とする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与の通知)

第5条 法人は、条例第22条第1項又は第2項の規定により、第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意す

るものとする。

2 条例第 22 条第 1 項に規定する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 条例第 22 条第 2 項に規定する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 開示決定をしようとする旨及びその理由
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

(開示の実施等)

第 6 条 行政文書の閲覧、視聴又は聴取により個人情報の開示を受ける者は、当該行政文書を丁寧に取り扱い、これを汚損し、又は破損してはならない。

2 法人は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対し、当該行政文書の閲覧、視聴又は聴取を中止させ、又は禁止することができる。

3 条例第 23 条第 1 項の規定により個人情報の開示を行う場合において行政文書の写しを交付するときは、交付の部数は、請求 1 件につき 1 部とする。

4 条例第 23 条第 2 項に規定する書類は、運転免許証、旅券その他開示決定を受けた者であることを確認する書類として法人が認めるものとする。

(口頭による開示請求)

第 7 条 法人は、条例第 24 条第 1 項の規定により口頭により開示請求をすることができる個人情報を定めたときは、その旨を公表するものとする。

(費用の前納)

第 8 条 条例第 25 条に規定する写しの作成及び送付に要する費用は、前納とする。

(訂正請求)

第 9 条 条例第 27 条第 1 項第 4 号に規定する事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- (1) 法定代理人が訂正請求をする場合 本人の未成年者又は成年被後見人の別並びに本人の氏名及び住所又は居所
- (2) 委任による代理人が訂正請求をする場合 本人の氏名及び住所又は居所

2 条例第 27 条第 1 項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 請求に係る個人情報が特定個人情報以外の個人情報である場合 個人情報訂正請求書（第 4 号様式）
- (2) 請求に係る個人情報が特定個人情報である場合 個人情報訂正請求書（特定個人情報用）（第 5 号様式）

(利用停止請求)

第 10 条 条例第 35 条第 1 項第 4 号に規定する事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

(1) 法定代理人が利用停止請求をする場合 本人の未成年者又は成年被後見人の別並びに本人の氏名及び住所又は居所

(2) 委任による代理人が利用停止請求をする場合 本人の氏名及び住所又は居所

2 条例第 35 条第 1 項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

(1) 請求に係る個人情報が特定個人情報以外の個人情報である場合 個人情報利用停止請求書（第 6 号様式）

(2) 請求に係る個人情報が特定個人情報である場合 個人情報利用停止請求書（特定個人情報用）（第 7 号様式）

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。